

長岡市告示第108号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者が長岡市道院自然ふれあいの森の管理及び運営に関し必要な事項を定めたので、長岡市道院自然ふれあいの森条例（平成17年長岡市条例第276号）第13条第2項の規定により告示します。

令和7年3月27日

長岡市長 磯田達伸

1 開場時間

(1) 道院高原（ロッジ道院食堂以外）

- ・土曜・日曜・祝休日 午前10時から午後6時まで
- ・夏休み営業（7月第4土曜～8月第4日曜） 毎日午前10時から午後6時まで

(2) ロッジ道院食堂（展望施設）

- ・イベント会場等として利用する時間

2 休場日

土曜・日曜・祝休日以外。ただし、夏休み営業時は無休

3 開館時間及び休館日を定める期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで